

## 都幾川村・玉川村合併協議会規約に関する協議書

都幾川村・玉川村合併協議会（以下「協議会」という。）規約（以下「規約」という。）第5条第4号、第6条第1項、第7条第2項に規定する内容については、次のとおりとする。

### 1 学識経験を有する者

規約第5条第4号に規定する学識経験を有する者は、次のとおりとする。

区 分	分 野	人 数	計
都幾川村長、玉川村長がそれぞれ指名する学識経験を有する者	区 長 会 農 林 業 商 工 会 青 年 福 祉 教育など	左記の各分野から、各 村4人ずつ	8人
埼玉県職員		1人	1人
合 計			9人

### 2 会長及び副会長

規約第6条第1項に規定する会長及び副会長は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、玉川村長とする。
- (2) 副会長は、都幾川村長とする。

### 3 監事

規約第7条第1項に規定する監事は、同条第2項により次のとおり選任する。

都幾川村代表監査委員

玉川村代表監査委員

### 4 事務局職員

規約第11条に規定する協議会の事務に従事する職員（以下「職員」という。）は、専任とし、次のとおりとする。

町村名	職 員 の 職 及 び 人 数	
都幾川村	課長級、係長級、主任級	3人
玉川村	係長級、主事級	2人
合 計		5人

### 5 内容の変更

この協議書に定める内容を変更する場合は、別に変更協議書を取り交わす。

6 定めのない事項

この協議書に定めるもののほか、必要な事項は、都幾川村及び玉川村(以下「2村」という。)の長が協議して定める。

7 協議の発効

この協議は、平成16年11月1日から効力を発する。

8 協議の失効

この協議は、協議会を廃止した時、その効力を失う。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、2村の長が記名押印のうえ、それぞれ1通を保有する。

平成16年11月1日

埼玉県比企郡都幾川村大字桃木32番地

都幾川村

都幾川村長 大澤 堯

印

埼玉県比企郡玉川村大字玉川2490番地

玉川村

玉川村長 関口 定男

印